

復旧・復興建設工事共同企業体取扱要領

平成 24 年 7 月 30 日
建 技 第 2 6 1 号

[沿革] 平成 24 年 7 月 30 日付け建技第 261 号制定、平成 24 年 12 月 28 日付け建技第 580 号一部改正、平成 25 年 3 月 15 日付け建技第 717 号一部改正、平成 25 年 8 月 2 日付け建技第 289 号一部改正、平成 25 年 11 月 12 日付け建技第 514 号一部改正

(趣旨)

第 1 この要領は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた本県において、不足する技術者又は技能者を広域的に確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を推進するため、「県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程」(昭和 56 年岩手県告示第 412 号)、「県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等」(平成 20 年岩手県告示第 791 号。)及び「県営建設工事競争入札参加資格審査事務処理要領」(平成 20 年 10 月 27 日付け建技第 443 号。以下「処理要領」という。)に定めるもののほか、本県の建設企業が、県内外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成する共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 復旧・復興建設工事共同企業体により請け負うことができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域を除く。)において施工する工事であること。
- (2) 東日本大震災津波に係る復旧・復興を目的とする工事であること。
- (3) 特定共同企業体のみを入札参加の対象とする工事でないこと。
- (4) 工事所管課において工事の施工管理上、復旧・復興建設工事共同企業体による施工が不相当と判断する工事でないこと。
- (5) 予定価格が 2 千 5 百万円以上であること。
- (6) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 4 条に規定する特定調達契約の対象となる工事でないこと。

(構成員の数)

第3 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(所在地)

第4 復旧・復興建設工事共同企業体の所在地は、構成員のうち代表者の本社又は本店の所在地とする。

(構成員の要件)

第5 復旧・復興建設工事共同企業体の登録を申請できる者は、次に掲げる要件を全ての構成員が満たすものとする。

- (1) 登録部門に係る業種について、岩手県の県営建設工事競争入札参加資格（経常共同企業体の構成員としての資格を含む。）を有していること。
- (2) 登録部門に係る業種について、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者（以下「技術者」という。）を擁し、工事の施工の際に工事現場毎に専任で配置しうること。なお、共同施工を行う場合にあつては、構成員のうち1者が専任で配置する場合、他の構成員の配置する技術者は、他の工事現場との兼任も可とする。

(構成員の組合せ)

第6 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、業種ごとに、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 機械設備工事で、専ら水閘門の施工を目的とする場合
構成員のうち代表者については、岩手県内に本社又は本店を有していること
- (2) その他の場合
すべての構成員が、岩手県内に本社又は本店を有していること

(代表者が欠けた場合の取扱い)

第7 構成員のうち代表者が脱退、除名、破産、解散その他の事由により第5又は第6に規定する要件を満たさなくなった場合は、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、第6第1号に規定する復旧・復興建設工事共同企業体について、岩手県内に本社又は本店を有する構成員がない場合は、同号の規定にかかわらず、岩手県内に本社又は本店を有しない構成員を代表者とすることができる。ただし、この場合においては、前項に規定する事由が生じた日以後に執行される入札への参加を認めないものとする。

(等級別区分)

- 第8 土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事に係る復旧・復興建設工事共同企業体の等級別区分は、各構成員の等級別区分のうち最上位のものとする。
- 2 前項の規定により、土木工事若しくは建築一式工事について等級別区分がC級となる場合又は電気設備工事、管設備工事若しくは舗装工事について等級別区分がB級となる場合においては、当該工事種別については、復旧・復興建設工事共同企業体の登録を認めないものとする。

(総合点数)

- 第9 復旧・復興建設工事共同企業体の総合点数は、第8に規定する工事種別にあつては、構成員のうち最上位の等級別区分を有する者が処理要領に基づく資格審査において算定された経営事項評価点数及び技術等評価点数を合算したものとする。
- 2 前項の場合において、構成員のうち最上位の等級別区分を有する者が複数ある場合は、当該構成員の経営事項評価点数及び技術等評価点数のそれぞれの平均値を合算したものとし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 3 復旧・復興建設工事共同企業体の総合点数は、第8に規定のない工事種別にあつては、各構成員が処理要領に基づく資格審査において算定された経営事項評価点数及び技術等評価点数のそれぞれの平均値を合算したものとし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。
- 4 復旧・復興建設工事共同企業体としての工事成績は、復旧・復興建設工事共同企業体及び各構成員の総合点数には反映しないものとする。

(結成方法)

- 第10 復旧・復興建設工事共同企業体の結成は、結成を希望する建設企業が自主的に行うものとする。

(協定書)

- 第11 復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合における協定書は、様式第1号に準じて作成するものとする。
- 2 復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合における出資の割合を定める協定書は、様式第2号に準じて作成するものとする。

(登録の数)

- 第12 一の建設企業が登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、一の業種につき2を上限とする。

(最低出資割合)

第 13 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の出資割合は、構成員が 2 者の場合は 30 パーセントを、3 者の場合は 20 パーセントをそれぞれ下回らないものとする。

(登録の申請)

第 14 復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加資格の登録を申請しようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書（様式第 3 号）
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) 技術職員名簿（処理要領様式第 5 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(申請の時期)

第 15 復旧・復興建設工事共同企業体に係る入札参加資格の登録を申請する時期は、随時とする。

(登録の有効期間)

第 16 復旧・復興建設工事共同企業体の登録の有効期間は、登録を受けた日の翌日から各構成員が登載されている県営建設工事競争入札参加資格者名簿の有効期間の終期までとする。

(変更等の届出)

第 17 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書（様式第 3 号）を提出した後、登録の有効期間内に次に掲げる事項が生じた場合は、知事が必要と認める書類を添えて、復旧・復興建設工事共同企業体登録変更届（様式第 4 号）により知事に届け出るものとする。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体の名称、所在地、電話番号又は F A X 番号に変更があった場合
- (2) 構成員の出資の割合に変更があった場合
- (3) 構成員の脱退、除名、破産、解散その他の事由により構成員の異動が生じた場合
- (4) 構成員のうち代表者の脱退、除名、破産、解散その他の事由により、第 7 の規定に基づいて新たに代表者を定めた場合

(申請書の提出先)

第 18 第 14 及び第 17 に掲げる書類の提出先は、岩手県県土整備部建設技術振興課とし、提出方法は持参、使送又は郵送のいずれによることもできるものとする。また、構成員のいずれかの本社又は本店の所在地を所管区域とする広域振興局土木部又は土木センターを経由して提出することもできるものとする。

(解散の時期)

第 19 復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、解散届(様式第 5 号)を提出した場合は、登録を抹消するものとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後 3 月を経過するまでの間は解散できないものとする。

(単体又は経常共同企業体としての名簿登載の効力)

第 20 復旧・復興建設工事共同企業体の登録を受けた場合であっても、既に県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている単体又は経常共同企業体としての資格は失わないものとする。

(入札参加の制限)

第 21 一の建設企業が単体、経常共同企業体、特定共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のうち、複数の形態により同一の入札に参加することはできない。

(特定建設業の許可の有無)

第 22 復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合において、構成員のうち 1 者以上が建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興建設工事共同企業体を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱うものとする。

(特定共同企業体の構成員となることの制限)

第 23 復旧・復興建設工事共同企業体は、特定共同企業体の構成員となることができない。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体の構成員である一の建設企業が単体又は経常共同企業体として特定共同企業体の構成員となることを妨げない。

附 則(平成 24 年 7 月 30 日付け建技第 261 号)

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日付け建技第 580 号)

この要領は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日付け建技第 717 号）
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 2 日付け建技第 289 号）
この要領は、平成 25 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 12 日付け建技第 514 号）
この要領は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

様式第1号

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は、〇年とする。
ただし、〇年を経過しても企業体に係る工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。
岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地
〇〇建設株式会社
岩手県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、復旧・復興工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

- 第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

- 第12条 当企業体は、復旧・復興工事竣工の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

- 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

- 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した復旧・復興工事につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものと

する。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第 2 号

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

岩手県発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 工事の名称 | 岩手県発注に係る〇〇工事 |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇建設株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

印

様式第3号

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書

年 月 日

岩手県知事 様

(ふりがな)
共同企業体の名称

共同企業体の代表者の
住所、名称及び代表者名 ㊞

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者名 ㊞

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者名 ㊞

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社を代表とする〇〇〇〇〇〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体を結成したので、県営建設工事競争入札参加資格の登録について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及びその添付書類の内容については、事実と相違ないことと誓約します。

構成員の名称	建設業許可番号	登録する業種

(A4)

技術職員名簿

商号又は名称

No.	氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験者 担当業種 コード	監理技術者 資格者証交 付番号	経営業務の 管理責任 者	営業所 の専任技 術者	土木CPDS		建築CPD	
								技術者 証登録 番号	取得ユ ニット 数	カード 登録番 号	取得単 位数

記載要領

- 1 この表は、希望する工事種別（申請業種）に対応する国家資格等を有する技術者について、申請書を提出する年の1月31日の状況で記載してください。希望する工事種別（申請業種）に対応していない国家資格については記入しないでください。
- 2 この表は、次に掲げる者が提出してください。
 - (1) 県内に主たる営業所を有する者
 - (2) 県外に主たる営業所を有する者で、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事を希望する者
- 3 県外に主たる営業所を有する者は、東北6県の営業所、支店等に所属している技術者を記載してください。
- 4 県内に主たる営業所を有する者は、No.の欄には、技術者登録連絡票の技術者番号を記載してください。
- 5 有資格区分コードの欄には、希望する工事種別（業種名）に対応する国家資格等について、別に定める資格区分コード表の中から該当する資格のコードを記載してください。
- 6 経営業務の管理責任者の欄には、建設業法第7条第1号に該当する者について○を記載し、営業所の専任技術者の欄には、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者について○を記載してください。
- 7 県内に主たる営業所を有する者で、雇用する建設機械施工技士又は土木施工管理技士が(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（土木CPDS）に加入登録している場合は、土木CPDS技術者証の登録番号及び申請書を提出する年の前々年の2月1日から申請書を提出する年の1月31日までの間に取得したユニット数を記載してください。
- 8 県内に主たる営業所を有する者で、雇用する建築士又は建築施工管理技士が(公社)日本建築士会連合会及び(社)岩手県建築士会のCPD制度に加入登録している場合は、岩手県建築士会CPDカードのCPD番号及び申請書を提出する年の前々年の2月1日から申請書を提出する年の1月31日までの間に取得した単位数を記載してください。
- 9 県内に主たる営業所を有する者で、雇用する建築士が(財)建築技術教育普及センターの継続能力／職能開発情報提供制度に加入登録している場合は、JAEIC建築CPD情報提供制度参加者カードのID番号及び申請書を提出する年の前々年の2月1日から申請書を提出する年の1月31日までの間に取得した単位数を記載してください。

様式第4号

年 月 日

岩手県知事

様

住所

共同企業体の名称

代表者の名称

⑨

復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録変更届

先に提出した復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書の記載事項に変更がありましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(A4)

様式第5号

解 散 届

年 月 日

岩手県知事

様

(ふりがな)

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の
住所、名称及び代表者名

㊞

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者名

㊞

共同企業体の構成員の
住所、名称及び代表者名

㊞

年 月 日付けで、県営建設工事競争入札参加資格の登録を受けた〇〇建設株式会社を代表者とする〇〇〇〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体については、年 月 日付けで解散したので届け出ます。